



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	加藤智章教授の経歴と業績
Author(s)	池田, 悠; 川久保, 寛
Citation	北大法学論集, 70(6), 293-311
Issue Date	2020-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/77206
Type	other
File Information	lawreview_70_6_10_Ikeda.pdf



加藤智章教授の経歴と業績

池 田
川久保

悠
寛

1 はじめに

加藤智章教授は、本年3月31日をもって定年をお迎えになる。以下では、加藤先生の研究および教育、ならびに多岐にわたる学外での公務活動などのご功績について振り返ることとしたい。

2 経歴

加藤先生は、1956年2月に北海道でお生まれになり、1979年3月に小樽商科大学商学部を卒業されたのち、1980年4月に北海道大学大学院法学研究科に進学されて研究の途に入られた。学部時代に、当時、小樽商科大学におられた道幸哲也北海道大学名誉教授の労働法ゼミを受講されたことが大学院進学のかきかけである。なお、学部時代の先生は、部活動でラグビーに打ち込まれていたと聞くと、以下に詳述する通り、たとえラグビーのにわかファンでも、先生のご功績をたどれば“*One Team*”という言葉の意味が良く分かるであろう（「俺は、(商学部ではなく)“ラグビー部”卒業だからな」とは、今も先生が時折仰るフレンチジョークである）。

大学院進学後の加藤先生は、故保原喜志夫北海道大学名誉教授の指導を受け、フランス社会保障法の研究を始められた。後述するように、加藤先生はフランス社会保障法研究の第一人者であり、現在もフランス法に関する論文を精力的に執筆されている。また、大学院進学後は、北海道社会法研究会（北海道大学労働判例研究会・北海道大学社会保障法研究会）で判例報告および研究報告を精力的に行う傍ら、学内の他分野の先生方および学外の先生方からも様々な指

導を受けられた（憲法およびフランス法について中村睦男北海道大学名誉教授の指導を受けられたこと、当時北海道大学におられた下井隆史神戸大学名誉教授の指導を受けられたことは著書①まえがきで記されている）。なお、北海道大学大学院で社会保障法を学ぶ者は、同じ社会法分野である労働法についても判例報告を行い、一定の研究に取り組む“伝統”があるが、その伝統の始まりは加藤先生である。こうして、社会保障法を研究しつつ、労働法の造詣も深められた先生は、その後も多岐に渡る研究に取り組み、労働分野の公務活動にも従事されてきた。

先生は、1985年6月に山形大学人文学部講師に就任され、1988年10月には同学部助教授に昇任された。この頃、加藤先生は、東北地方の社会法研究者が集まる東北社会法研究会に参加し、積極的に判例研究に取り組まれた（なお、「研究会の後に、酒を飲まないでコーヒーを飲んだ。驚いた。」とは、東北の地でカルチャーショックを受けた若かりし先生の思い出の言葉である）。また、山形大学在任中には、2年間にわたりフランス（リヨン第三大学）で在外研究に従事され、フランスの社会と文化を肌で実感されるとともにフランス社会保障法を体感されたことによって、研究に一層の深み加わるに至った。

1995年4月、先生は、請われて新潟大学法学部に教授として転任され、研究を継続される傍ら大学および学会で多くの要職を担われた。法律学科長を2年間お務めになられたうえで、2007年4月からは新潟大学法学部長を2年間にわたってお務めになられた。また、社会保障法を学ぶゼミにも精力的に取り組まれ、学部生から絶大な支持を集める人気ゼミに成長させた。加藤先生を中心に、同じく北海道大学で社会保障法を学んだ菊池馨実早稲田大学教授のゼミと故倉田聡北海道大学教授のゼミとで合同ゼミを開催され、輪番で合宿を引き受ける形での定期的な交流を図られた。現在も、菊池教授の門下生である福島豪関西大学教授のゼミを加えて、北海道大学・早稲田大学・関西大学の合同ゼミが開催されている（加藤ゼミのモットーは「知力は体力から」であり、合同ゼミではディベートだけではなくスポーツレクリエーションが行われる伝統がある）。

そして、2009年4月に、加藤先生は北海道大学大学院法学研究科教授に転任され、同職を現在まで務められている。北海道大学でも、評議員を経て、2016年12月から法学部長・法学研究科長を2年間にわたってお務めになられた。また、それまでも多くの公職をお務めになっていたが、北海道大学在任中も多くの公職をお務めになられており、学外でも活躍されている。

3 研究

加藤先生の研究業績は本稿末尾の通り、膨大であり多岐にわたっている。とはいえ、やはり加藤先生のご研究の中心を占めるのは「フランス」を比較対象国にした「医療保険」および「社会保険」にかかるご研究にあると思われる。以下では、先生のご研究の展開と深化を示すべく、4期に分けて述べることにしたい。

(1) 大学院ご進学からご就職まで

加藤先生のご研究は、修士論文でフランス・ラロックプランの成立から1967年改革までを検討されたことに始まる。同論文自体は未公表であるものの、博士後期課程進学後にラロックプランの成立までを取り扱った論文（論文①）が公表されており、フランス社会保障法研究が先生のご研究の端緒であることは明らかである（これらの論文を取りまとめ、加筆修正して出版されたモノグラフが著書①である）。当時の学界において、フランスの社会保障法は研究されていなかったわけではないものの、制度紹介やテーマごとの論文が散見されるにとどまっており、歴史研究を行った先生のご研究は新規性に富むものとして耳目を集めた。また、当時の社会保障法研究は、憲法25条にいう生存権について活発な議論が展開されていた時期であり、生活保護に注目が集まっていた。そのため、医療保険や年金保険、労災保険などの社会保険研究が手薄であったことは否めない。そうした中、フランスの医療保険に着目し、社会保険について検討を試みた先生のご研究は、当時の流行に流されることなく先見の明があったものといえよう。「フランスの加藤」の誕生である。

加藤先生は、指導教員であった故保原教授からフランス語およびフランス法の手ほどきを受けられた。また、先生の学部時代の恩師であった道幸教授が1983年から北海道大学に転任されており、道幸教授の指導も受けられた。労働法では、しばしば理論的研究と大きく乖離する判例研究が重要なウエイトを占めるが、加藤先生は社会保障法とともに労働法の研究にも取り組まれており、判例研究として複数の論考を公表されている。なお、加藤先生は博士後期課程在学中に里恵子夫人と出会われて結婚されている。愛妻家としても知られる加藤先生は、夫人の献身的な協力にも支えられてご研究にまい進された。

(2) 山形大学ご着任から新潟大学ご転任まで

加藤先生は山形大学にご着任後、日本の医療保険の研究に着手された。「フランスの加藤」から、「医療の加藤」への展開である。

なかでも、医療保険の実際の手続を詳細に検討し、医療サービスとその提供にかかる法律関係を検討した論考（論文②）が重要である。日本の医療保険では療養の給付を指定医療機関に委ねているため、保険者が適正な医療サービスを確保する手段が必要となる。そこで、医療機関が診療報酬を得るために審査支払機関にレセプトを請求し、保険者が委託した審査支払機関がレセプトを確認し、報酬の支払いに値しない場合には「減点査定」を行うことによって報酬を減額し、もって適正な医療サービスの提供を図るという仕組みが取られている。これらの仕組みを法的に整理し、実際に審査支払機関にも赴いて運用の実態も把握したうえで、先生は論考を執筆された。現在、社会保障法のほぼすべての教科書が適正な医療サービスの確保と審査支払を取り扱っているが、先駆けとなった先行研究は加藤先生の本論考であり、本論考が引用されている。社会保障法という学問領域は、財の分配だけではなく、サービスの確保と配分を行う領域を含む。実際にどのようにサービスを提供するのか、現場の状況をできるかぎり理解したうえで法および制度の考察が求められるところ、本論考はまさにその好例である。

また、この時期に、先生はフランスでの在外研究に従事された。先生のお話によると、この時はまだフランスの医療を体験されていないとのことであったが（なお、二度目の在外研究時にはフランスの医療サービスを実際に体験されたとのことである）、リヨン第三大学に滞在され、フランスの社会・文化を目の当たりにされたという。こうした体験が先生の考察に一層の深みを与えており、先生のフランス法研究はより深化されることとなった。たとえば、産業医療研究についての学会報告（学会報告②）を担われたほか、フランスにおける医療審査についても詳細な考察（論文⑥）を公表されている。

(3) 新潟大学ご転任から北海道大学ご転任まで

山形大学に約10年間ご在籍ののち、加藤先生は請われて新潟大学法学部に転任され、同時に教授に昇任された。研究面では、フランス・医療保険の研究を進めつつ、社会保障法研究の第一世代として多くの後輩とともに社会保険の総合的研究に着手された時期と位置づけられる。

日本での社会保障法研究の歴史は浅く、戦後しばらくは労働法研究の一環としてなされた歴史を持つ。実際、日本社会保障法学会は、日本労働法学会から誕生した「社会保障法研究会」の第1回大会(1977年)がその起こりである(なお、学会誌の創刊はさらに遅く、1986年である)。当時、社会保障法研究者の多くは、従前、他の法分野を研究してきた者であり、研究分野を「労働法・社会保障法」や「行政法・社会保障法」と称していた。そうした中、「社会保障法」を主たる研究領域とする研究者として登場した世代が第一世代であり、加藤先生はその社会保障法第一世代に当たる。そのため、社会保障法研究を志したその後の世代のうち、フランス法や医療保険を研究する者はおしなべて先生のご研究を先行研究として参照し、その聲咳に接することとなった。現在でも、日本社会保障法学会は会員数600名ほどの小規模学会にとどまるため、若手・中堅が大学および研究対象の垣根を超えた交流を保っている。お人柄もあり、先生は自然と医療保険研究者のリーダーとなられた(こうしたことから、学会には、親しみをこめて先生を「組長」「親方」と呼ぶ先生方も少なからずおられる)。

また、北海道大学が社会保障法研究者を多く輩出する大学になったことも、加藤先生の影響が大きい。かつては、社会保障法研究の歴史が浅いことも相まって、社会保障法の研究者が少なく、講義さえ開講されない大学も数多くあった。その中で、北海道大学は、故保原教授がご講義を担当されたのち、北海道大学出身の江口隆裕教授(当時のご所属は厚生省。現在、神奈川大学教授・筑波大学名誉教授)が外向してご講義を開講されるなど、社会保障法を研究する環境が整う稀有な大学であった。そのため、加藤先生に続いて、菊池馨実教授(早稲田大学)、故倉田聡教授(北海道大学)、片桐由喜教授(小樽商科大学)、関ふ佐子教授(横浜国立大学)、倉田賀世教授(熊本大学)と次々に社会保障法研究を志す者が大学院に進学し、研究者として巣立っていった。先生は、これら後輩にも分け隔てなく接し、学会や研究会とともに学ぶ姿勢を示されることで慕われてきた。現在、社会保障法学会では“北海道グループ”と呼ばれる一派が形成されているが、そのリーダーはやはり加藤先生である。1998年の日本社会保障法学会大会では、北海道グループが「社会保障制度における法主体」というテーマでシンポジウムを企画し、先生も「医療保険における保険者像」として、自らの研究の到達点を示された(論文⑮・学会報告③)。

なお、このシンポジウムでは、先生のほかに菊池教授、故倉田教授、前田雅子教授(関西学院大学)がメンバーとなっていたところ、このメンバーはその

の研究会では、旺盛な論議が交わされるとともに、(先生の並々ならぬご意向で)研究会後には毎回のように懇親会が開かれ、そこでも活発な議論が続けられた。この共同研究は、2014年の学会報告という形で結実し、先生ご自身も報告を分担されるとともに論考を公表されている(学会報告⑥・論文④⑩)。あわせて、グループでの研究成果として書籍を出版され、いずれも先生が筆頭編者・著者となっている(著書⑨⑬)。この研究は、さらに科研費・基盤研究(A)の支援を受ける形で発展し、現在も続けられている。

そして、2016年、加藤先生は、社会保険の全体像を検討するモノグラフィーを出版された(著書⑫)。フランス医療保険のご研究から始まり、30年もの長きにわたって社会保障法を研究されてきた先生のご研究の集大成といえるものである。先生は、社会保障の基盤を「連帯」に置くべきと考えられている。「連帯」は、それ自体として多義的な概念であり、社会保障における連帯の意義を完全に否定する研究者は少ないものの、個人を抑圧する傾向や構成員以外を排斥する傾向を読み取ることもできるため、懐疑的な研究者も見られる。そうした中、加藤先生の後輩である早稲田大学の菊池教授は、その著作(『社会保障の法理念』)において、それまでの憲法25条に依存した社会保障に関する権利について、憲法13条を参照するという新たな知見を表明し、「自由」「自律」をキーワードにした解釈の可能性を提示して一世を風靡した。加藤先生は、菊池教授のご研究成果を認めつつ、社会保険の基盤である構成員相互の関わり、保険運営への参画、保険者機能の発揮、給付の見直しなどを緻密に研究されることで、改めて社会保険および社会保障における「連帯」を定位し直そうと試みられてきた。2016年の先生のモノグラフィーには、判例研究にもとづくご見解や学説の分析など、これまで先生が積み重ねられてきたご研究のすべてが盛り込まれており、まさに“加藤社会保障法”の到達点と称するに相応しい。

もちろん、先生は、原点ともいえるフランス社会保障法のご研究も継続されている。北海道大学ご転任後は、社会保障全体に関わるご論考(論文②⑦③⑥)も公表されている一方、フランス社会保障法に関するご論考も、医療保険の保険者の役割(論文②⑤)、かかりつけ医制度(論文②⑨)、患者負担(論文③③)、医療費適正化政策(論文③④)、過払いの報酬返還(論文④②)と多岐な論点にわたって継続的に公表されている。実は、社会の変化に応じて日々刻々と変化する社会保障制度について、邦語文献で現状を的確に把握できる国は多くない。フランスは、その数少ない国の一つであり、先生の不断のご研究の成果によるところが

非常に大きいといえよう。

こうして、一つの区切りを迎えられた後も、先生はなお継続してご研究に取り組まれており、すでに先生が筆頭編著者となっている書籍の出版が予定されているとともに、今後も複数のご論考が公表される予定となっている。したがって、本稿における先生のご業績の紹介は、あくまで現段階での経過報告に過ぎないことをお断りしたい。

4 教育

加藤先生は、ご講義以外にもゼミを通じた学生教育に尽力され、また、後進を担う大学院生の指導にも力を注がれた。

先生のゼミは、山形大学へのご着任時から一貫して、判例研究を通じた社会保障法の理解・習得を目的にしている。ここでは、判例を素材にした文献を講読しながら、3人1組でグループを作り、判例に対する見解をまとめて報告することとなっている。社会保障法の講義は3年次・4年次を対象にすることが多いにもかかわらず、ゼミは3年次から始まるため、学生は、それまで触れたことのない社会保障法について、判例を読み込むことで理解していくことになる。先生は、判例をまとめるよう課題を課し、あるいはレジュメの作り直しを求めることで、学生が社会保障法の理解を深める手ほどきをされた。先に述べた合同ゼミのための準備もあり、決して楽なゼミではなかったにもかかわらず、先生のゼミは人気を博し、とりわけ新潟大学在任中は選抜必至のゼミとして著名だったといわれている。

新潟大学在任中は、先生が大学院生の指導に取り組み始められた時期でもある。新潟大学大学院で先生の指導を受けた菅原京子教授（山形県立保健医療大学）、菅原真優美教授（新潟青陵大学）は、いずれも看護学の研究・教育者として現在に至るまで活躍されている。また、北海道大学でも、修士課程で数多くの大学院生を指導される傍ら、博士後期課程に進学した川久保寛（神奈川県立保健福祉大学）、川村行論氏（大阪市立大学）、畢凡氏（北海道大学大学院法学研究科博士後期課程修了）、井上浩平氏（北海道大学大学院法学研究科博士後期課程）の指導にあたられ、精力的に後進を育成された。

こうした弟子たちが一様に口を揃えるのは、先生の学問に対するご姿勢である。論文を読みながらノートを取り、思索を深められるその姿勢は、弟子たち

にとってのモデルであり、憧れでもある。また、先生は、大学の役職や公職で多忙を極められる中、フランス語文献を講読する時間を大切にされていた。どのような時でも面談に応じてくださる先生だからこそ、フランス語文献を講読されている時間帯だけは研究室への訪問を避けていたという者もいる。先生の背中は大きく遥か遠いが、今後もたゆまず努力し、研鑽を深めていきたい。

5 学外

加藤先生のご活躍は、日本社会保障法学会でも顕著である。

日本社会保障法学会の理事を早くからお務めであった先生は、学会誌の編集・出版を担う編集委員長を（引継ぎなどもあわせて）6期9年という異例の長さでお務めになられた。かつて、先生は、「もっとも向いていないのに、なぜ俺だったのか。」と仰っていたが、原稿提出期限の超過や校正による大幅な修正などのトラブルが生じやすい編集業務・編集委員会だからこそ、人をまとめる力があり、お人柄も慕われる先生が本領を発揮される場であった。先生の編集委員長としての異例の任期は、若手・中堅の研究者である編集委員からの絶大な支持がその理由であったと聞く。その後、代表理事になられた石橋敏郎教授（熊本大学）から事務局長の指名を受けて2年間の任期をお務めになった。また、事務局長の後に企画委員長をお務めになり、文字通り学会の企画運営を担われた。そして、2014年12月からは、2期4年にわたって代表理事の職責を果たされた。学会規約を改正し、学会を年2回開催から年1回開催に変更するという過渡期を見事な手腕で乗りきられた。多くの学会員・理事から「加藤先生でなくてはうまくいかない。」との声があがったの2期連続の代表理事就任であったという。なお、日本社会保障法学会では、黎明期に故有泉亨教授（東京大学）、故荒木誠之教授（九州大学）が2期務めた例があるというが、近年は1期2年が通例となっている。これもひとえに加藤先生の力量とお人柄の表れであろう。

学会代表理事を2期、先に述べたように学部長・研究科長も2度にわたってお務めになった先生の組織運営の手腕は、行政委員など学外の公務活動でもいかに発揮されている。これまで、専門である医療保険などの社会保障関係にとどまらず、労働分野や司法分野においても重要な公職を幅広くお務めになってきた。

6 むすびにかえて

加藤先生は、研究および教育、ならびに学外での公務活動で多大なご功績を残されており、また、いずれも終えられたわけではない。とりわけ近年は多忙で、ご趣味の溪流釣りを楽しむ時間もままならないと伺っている。熊と目が合ったら熊の方が逃げるといふ逸話があるほど体力には自信をお持ちの先生であることは重々承知しているものの、ご家族やなお指導を必要とする後進のためにも、くれぐれもご自愛いただきたい。ここに今日までの先生への感謝と敬意を表すとともに、今後も先生がますます活躍されることを祈念してやまない。

加藤智章教授の経歴

【学歴・研究歴・教歴】

1956年2月生まれ

1979年3月 小樽商科大学商学部卒業

1982年3月 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了

1985年3月 北海道大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学

1985年6月 山形大学人文学部講師

1988年10月 山形大学人文学部助教授

1991年6月 『フランスにおける自律と平等』で法学博士（北海道大学）授与

1992年3月 フランス・リヨン第三大学労働法社会保障研究所フランス政府給費留学生・客員研究員（1994年3月まで）

1995年4月 新潟大学法学部教授

2004年4月 新潟大学大学院実務法学研究科教授

2005年4月 フランス・リヨン第二大学労働研究所客員研究員（2006年3月まで）

2007年4月 新潟大学法学部長・法学研究科長（2009年3月まで）

2009年4月 北海道大学大学院法学研究科教授

2011年4月 放送大学客員教授（2013年3月まで）

2016年12月 北海道大学法学部長・法学研究科長（2018年12月まで）

【学会活動】

北法70(6・302)1310

1996年12月 日本社会保障法学会理事（現在まで）
2002年 5 月 日本社会保障法学会編集委員長（2011年 5 月まで）
2010年12月 日本社会保障法学会事務局長（2012年12月まで）
2012年12月 日本社会保障法学会企画委員長（2014年12月まで）
2014年12月 日本社会保障法学会代表理事（2018年 5 月まで）

【社会貢献活動】

2010年 2 月 北海道労働委員会公益委員（2018年12月より会長）
2010年 9 月 社会保険診療報酬支払基金北海道支部幹事
2011年10月 北海道労働審議会委員
2011年10月 北海道地方社会保険医療協議会委員
2015年 5 月 北海道地方最低賃金審議会公益代表委員
2016年 9 月 北海道国民健康保険運営協議会委員
2018年 2 月 札幌保護司選考会委員
2019年10月 北海道地方労働審議会公益代表委員

＊お務めになった公職が多いため、現在もお務めの公職のみ挙げることに
した。なお非常勤講師についても省かせていただいた。

加藤智章教授の業績

I 著書・編著書

- ①『医療保険と年金保険 フランス社会保障制度における自律と平等』（北海道
大学図書刊行会、1995年）
- ②（共著）窪田隼人・佐藤進・河野正輝編著『新現代社会保障法入門』（法律文
化社、2000年）
- ③（共著）加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法』（有斐閣、
2001年）（現在、第7版）
- ④（共著）杉本正子・眞船拓子・南方暁・甲斐克則編『わかりやすい関係法規』
（ヌーヴェルヒロカワ、2003年 3 月）
- ⑤『もうひとつの年金 障害基礎年金の支給要件（ブックレット新潟大学）』（新
潟日報事業社、2009年）
- ⑥（編集委員）加藤智章・菊池馨実・片桐由喜・尾形健『新版 社会保障・社

会福祉判例大系(全4巻)』(旬報社、2009年)

- ⑦(編著者)小宮文人・島田陽一・加藤智章・菊池馨実『社会法の再構築』(旬報社、2011年)
- ⑧(共著)道幸哲也・加藤智章『市民社会と法』(放送大学教育振興会、2012年)
- ⑨(編著者)加藤智章・西田和弘『世界の医療保障』(法律文化社、2013年)
- ⑩(共著)所浩代・北岡大介・山田哲・加藤智章『会社でうつになったとき労働法ができること』(旬報社、2014年)
- ⑪(共著)松本勝明編著『医療制度改革 ドイツ・フランス・イギリスの比較分析と日本への示唆』(旬報社、2015年)
- ⑫『社会保険 核論』(旬報社、2016年)
- ⑬(編著者)『世界の診療報酬』(法律文化社、2016年)

Ⅱ 論文

- ①「フランス社会保障制度の構造とその特徴ーラロックプランの成立までー」北大法学論集35巻3/4合併号133頁～195頁(1984年11月)
- ②「医療保険法における減点査定の手続きと判例法理」山形大学紀要(社会科学)18巻1号75頁～118頁(1988年7月)
- ③「医療保険法における療養費給付の制度運営とその法的構造ー柔道整復師の施術を中心としてー」山形大学紀要(社会科学)19巻2号491頁～532頁(1989年1月)
- ④「保険診療をめぐる判例動向と医療保険法」社会保障法6巻79頁～90頁(1991年4月)
- ⑤「フランス司法見聞録(26・完)ー社会保障事件裁判所ー」法律時報1471号17頁～23頁(1993年12月)(山本和彦との共著)
- ⑥「フランス社会保障制度における医療審査と指導医の機能(上)(中)(下)」賃金と社会保障1133号26頁～33頁・1134号23頁～30頁・1135号38頁～41頁(1994年7月・8月)
- ⑦「フランス社会保障制度における一般化社会拠出金の導入」海外社会保障情報109号36頁～46頁(1994年12月)
- ⑧「フランスにおける産業医制度」労働法86号49頁～68頁(1995年10月)
- ⑨「一九九五年フランス社会保障改革の動き」週刊社会保障1893号22頁～25頁(1996年6月)

- ⑩「フランスにおける補足退職年金制度の位置づけ」季刊社会保障研究33巻2号128頁～138頁（1997年9月）
- ⑪「フランス社会保障制度における社会連帯」週刊社会保障1982号24頁～27頁（1998年3月）
- ⑫「総論社会保障法制（特集 どう変わる労働・社会保障）」法学セミナー525号61頁～63頁（1998年9月）
- ⑬「医療法制」（特集 どう変わる労働・社会保障）」法学セミナー525号65頁～68頁（1998年9月）
- ⑭「共通テーマの趣旨」社会保障法14号7頁～9頁（1999年5月）
- ⑮「医療保険における保険者像」社会保障法14号23頁～37頁（1999年5月）
- ⑯「フランスにおける医療情報共有化の動向」海外社会保障研究129号53～63頁（1999年12月）
- ⑰「フランス社会保障制度における財源と給付の構造」海外社会保障研究130号54～64頁（2000年3月）
- ⑱「学生障害無年金と強制加入」週刊社会保障2148号24頁～27頁（2001年8月）
- ⑲「法科大学院と社会保障法」社会保障法18号199頁～210頁（2003年5月）
- ⑳「学生無年金障害者訴訟の検討」法律時報77巻8号80～84頁（2005年8月）
- ㉑「フランスにおける医療費抑制策の変遷」社会保険旬報2272号18～27頁（2006年1月）
- ㉒「平成18年改正法に基づく保険者の変容」ジュリスト1327号32～39頁（2007年2月）
- ㉓「市町村合併に伴う国民健康保険制度の変容－新潟県における事例を通して－」法政理論（新潟大学）39巻3号103頁～141頁（2007年3月）
- ㉔「フランス社会保障制度を考える視点」海外社会保障研究161号4頁～14頁（2007年12月）
- ㉕「フランスにおける医療保険者の役割」健保連海外医療保障85号7頁～13頁（2010年3月）。
- ㉖「メンタルヘルスをめぐる労働問題－復職過程の裁判例を中心に－」クォーター生活福祉研究75号18頁～36頁（2010年10月）
- ㉗「医療をめぐる諸問題」ジュリスト1414号193頁～197頁（2011年1月）
- ㉘「医療保険制度の変容と保険者のあり方」社会保障法26号103頁～115頁（2011年5月）

- ②⑨「フランスにおけるかかりつけ医制度と医療提供体制」健保連海外医療保障 93号16頁～22頁（2012年3月）
- ③⑩「社会保険における強制加入の一考察－強制加入団体における強制性との比較を通して－」菊池馨実編『社会保険の基礎理論』（法律文化社、2012年5月）109頁～127頁
- ③⑪「公的医療保険と診療報酬政策」日本社会保障法学会新講座第1巻『これからの医療と年金』（法律文化社、2012年7月）113頁～132頁
- ③⑫「フランスの普遍的医療給付受給者に対する診療拒否をめぐる」月刊基金 53巻7号2頁～4頁（2012年7月）
- ③⑬「フランスにおける患者負担の動向」健保連海外医療保障96号8頁～16頁（2012年12月）
- ③⑭「フランスにおける医療費適正化の試み」健保連海外医療保障99号8頁～15頁（2013年9月）
- ③⑮「サービス等利用計画の完全実施に向けて（特集 すべての街と利用者に計画相談を）」さぽーと知的障害福祉研究61巻4号14頁～16頁（2014年4月）
- ③⑯「社会保障と税の一体改革」論究ジュリスト11号4～9頁（2014年11月）
- ③⑰「保険診療における当事者関係と診療報酬」社会保障法30号96頁～109頁（2015年5月）
- ③⑱「特集の趣旨 予防接種の国際比較」海外社会保障研究192号4頁～5頁（2015年9月）
- ③⑲「フランスにおける超過報酬請求権に関する規制」健保連海外医療保障108号25頁～33頁（2015年12月）
- ④⑰「社会保障法の法源としての判例」社会保障研究8号151頁～189頁（2018年8月）

Ⅲ 判例研究・判例解説

- ①「小集団活動と業務災害の成否 プリジストンタイヤ事件 佐賀地判昭和57年11月5日」労働法62号138頁～143頁（1982年10月）
- ②「長期にわたる試用期間の合理性と本採用拒否としての解雇基準 ブラザー工業事件 名古屋地判昭和59年3月23日」労働判例446号4頁～11頁（1985年4月）
- ③「二重雇用労働者の労災保険給付基礎日額の算定 王子労基署長事件第三小

- 法廷判決61年12月16日」賃金と社会保障979号40頁～46頁（1988年2月）
- ④「出張診療を理由とする診療報酬の相殺処理の適否 根岸出張診療事件浦和地判昭和62年3月25日」賃金と社会保障984号68頁～76頁（1988年4月）
- ⑤「21年間重婚の内縁関係にあった者について、遺族厚生年金の受給権者として厚生年金保険法五九条一項に規定する配偶者とは認められないとされた事例 東京地判昭和62年11月25日」法学（東北大学）52巻4号155頁～160頁（1988年10月）
- ⑥「治療費請求事件 大阪地判昭和60年6月28日」賃金と社会保障1005号74頁～81頁（1989年3月）
- ⑦「救急患者診療拒否損害賠償事件 千葉地判昭和61年7月25日」賃金と社会保障1011号27頁～34頁（1989年6月）
- ⑧「療養担当規則に適合しない診療と高額療養費の請求 最二小判昭和61年10月17日」別冊ジュリスト社会保障判例百選（第二版）40頁～41頁（1991年10月）
- ⑨「被保険者資格の喪失と保険給付 加藤訴訟最一小判昭和49年5月30日」別冊ジュリスト社会保障判例百選（第二版）42頁～43頁（1991年10月）
- ⑩「全金本山被保険者資格喪失事件 仙台高判平成4年12月22日」山形大学法政論叢2号91頁～101頁（1994年8月）
- ⑪「業務過重性の判断基準が高度すぎるとされた例 名古屋労基署長事件名古屋地判平成6年8月26日」ジュリスト1061号124頁～126頁（1995年2月）
- ⑫「被保護世帯における保護受給権の帰属主体と学資保険の保有 中嶋訴訟福岡地判平成7年3月14日」ジュリスト1077号117頁～119頁（1995年10月）
- ⑬「原爆医療給付要件と『要医療性』 石田原爆訴訟広島地判昭和51年7月27日」別冊ジュリスト社会保障判例百選（第三版）238頁～239頁（2000年3月）
- ⑭「東海旅客鉄道事件 大阪地判平成11年10月4日」法政理論（新潟大学）33巻3号180頁～193頁（2001年2月）
- ⑮「第1回 医療保険（新連載社会保障・社会福祉判例大系統編）」賃金と社会保障1292号56頁～71頁（2001年2月）
- ⑯「第2回 医療保険（新連載社会保障・社会福祉判例大系統編）」賃金と社会保障1293号49頁～56頁（2001年3月）
- ⑰「第3回 医療保険（新連載社会保障・社会福祉判例大系統編）」賃金と社会保障1295号62頁～78頁（2001年4月）
- ⑱「信託型の個人積立年金共済制度を運用する者との間で締結された年金契約

- において、年金支給額の予定利率を減額したことが有効であるとされた事例
東京地裁平成9年3月24日民事第35部判決」法政理論（新潟大学35巻1号）
144頁～158頁（2002年9月）（米山信男との共著）
- ①⑨「夫の経営する会社から監査役として報酬を受けていた妻につき、厚生年金
保険法59条1項所定の『被保険者の死亡の当時その者によって生計を維持し
たもの』との要件に該当しないとしてなされた遺族厚生年金不支給処分が取り
消された事例 東京地判平成14年11月5日」法政理論（新潟大学）36巻3
年4号482頁～501頁（2004年3月）
- ②⑩「任意加入の年金制度に起因する無年金障害者と憲法 最二小判平成19年9
月28日」別冊ジュリスト社会保障判例百選（第四版）18頁～19頁（2008年5月）
- ②⑪「国民年金法30条の4所定の初診日要件 学生無年金訴訟初診日上告審判決」
季刊教育法161号80頁～85頁（2009年6月）
- ②⑫「技術士試験の受験勉強と労働過重性要件の成否 大阪地判平成21年4月20
日」法学セミナー増刊速報判例解説6号245頁～248頁（2010年4月）
- ②⑬「保険外併用療養費の支給要件を満たさない場合、保険診療に相当する診療
部分についても保険給付を行うことはできないとされた事例 最三小判平成
23年10月25日」法学セミナー増刊速報判例解説11号267頁～270頁（2012年10
月）
- ②⑭「『業務遂行性が認められる範囲の業務又は作業について全部労働不能』と認
められないことを理由に特別加入者に対する休業補償給付の不支給処分を適
法と判断した事例 札幌高判平成24年12月27日」法学セミナー増刊速報判例
解説13号229頁～232頁（2013年10月）
- ②⑮「労災保険給付の受給労働者に打切補償を支払って行った解雇が、労基法19
条1項に違反し無効とされた例 東京地判平成24年9月28日」法学セミナー
増刊速報判例解説13号253頁～256頁（2013年10月）
- ②⑯「保険医療機関の指定の法的性格 大阪地判昭56年3月23日」ジュリスト判
例百選社会保障法第5版46頁～47頁（2016年5月）
- ②⑰「自由診療と診療報酬の算定方法 東京地判平成元年3月14日」ジュリスト
判例百選社会保障法第5版64頁～65頁（2016年5月）
- ②⑱「じん肺管理区分が管理1に該当する旨の決定を受けた常時粉じん作業に従
事する労働者等が管理4に該当するとして提起した当該決定の取消訴訟の継
続中に死亡した場合における労働者災害補償保険法11条1項に規定する者に

よる訴訟承継の成否 最一小判平29年4月6日」民商法雑誌154巻2号299頁～311頁(2018年6月)

Ⅳ 立法紹介・学界回顧・書評

- ①「判例回顧労働法」(分担) 法律時報臨時増刊『判例回顧と展望1986』125頁～139頁(1987年3月)
- ②「判例回顧労働法」(分担) 法律時報臨時増刊『判例回顧と展望1987』122頁～139頁(1988年3月)
- ③「判例回顧労働法」(分担) 法律時報臨時増刊『判例回顧と展望1988』143頁～157頁(1989年3月)
- ④「書評 久塚純一『フランス社会保障医療形成史』」社会保障法7号218頁～221頁(1992年5月)
- ⑤「書評 高藤昭『社会保障法の基本原理と構造』」社会保障法10号201頁～204頁(1995年5月)
- ⑥「立法紹介 社会保障に関する1994年7月25日の法律637号」日仏法学20号139頁～142頁(1997年2月)
- ⑦「立法紹介 社会保障財政法律に関する1996年7月22日の組織法律第646号」日仏法学22号300頁～302頁(2000年1月)
- ⑧「立法紹介 1997年度社会保障財政法律 1997年社会保障財政に関する1996年12月27日の法律第96-1160号」日仏法学22号305頁～308頁(2000年1月)
- ⑨「書評 伊奈川秀和『フランスに学ぶ社会保障改革』」社会保障法16号212頁～215頁(2001年5月)
- ⑩「書評 岩村正彦『社会保障法』」ジュリスト1212号135頁(2001年11月)
- ⑪「書評 蒿さやか『年金制度と国家の役割』」社会保障法22号203頁～206頁(2007年5月)

Ⅴ その他

- ①「社会保障と法」『新法学大要』(1989年4月)
- ②「受給権の保護と制限」『社会保障・社会福祉事典』(1989年11月)
- ③社会保障関連『法律学小辞典 新版』(1994年4月)
- ④「新潟県における国民健康保険の状況」『新潟における国際化と家族を巡る紛争処理 第2集』平成12年度新潟大学大学院現代社会文化研究科研究プロ

ジェクト報告書(2001年3月)

- ⑤「保険者機能の法的側面 第12回シンポジウム講演録」医療と社会12巻4号(2003年3月)
- ⑥「道幸哲也教授の経歴と業績」北大法学論集61巻6号2017頁～2131頁(2011年)(齊藤善久・国武英生との共著)
- ⑦「フランス医療保障における財政、平等および自由」日本医師会・民間病院フランス医療・福祉調査団『岐路に立つフランス医療－日本にも迫るイギリス化の圧力』(2011年)
- ⑧「フランス社会保障制度の動向 療養給付方式の一般化を中心に」日本医師会・民間病院フランス医療・福祉調査団報告書Ⅲ『イギリス型に近づくフランス医療－日本は既存資源の活用が重要－』(2015年)
- ⑨「医療介護総合確保基金の見える化－医療介護総合計画の評価基準確立をめざして－」全国難病センター研究会『第27回研究大会(三重)報告集』(2017年)
- ⑩「第2章第4節医療保険給付の種類～第6節医療保険給付の仕組み、診療報酬」フランス医療保障制度に関する研究会編『フランス医療保障制度に関する調査研究報告書2016年度版』IHEP(2017年)
- ⑪「医療保険制度フランス」「年金制度フランス」厚生労働省『厚生労働統計協会(2018年)』(2018年)

Ⅵ 学会報告

- ①「保険診療をめぐる判例動向と医療保険法」日本社会保障法学会17回大会(1990年5月。於富山大学)
- ②「フランスにおける産業医制度」日本労働法学会第89回大会(1995年5月。於広島大学)
- ③「医療保険における保険者像」日本社会保障法学会第33回大会(1998年5月。於東洋大学)
- ④「法科大学院と社会保障法」日本社会保障法学会第42回大会(2002年10月。於山口大学)
- ⑤「医療保険制度の変容と保険者のあり方」日本社会保障法学会第58回大会(2010年10月。於東京経済大学)
- ⑥「保険診療における当事者関係と診療報酬」日本社会保障法学会第66回大会

(2014年10月。於静岡大学)

*「加藤智章教授の業績」を作成するにあたって、川村行論氏(大阪市立大学)および井上浩平氏(北海道大学大学院法学研究科博士後期課程)の協力を得た。